

行政視察の申込方法について

このたびは、平戸市を視察先としてご検討いただき、ありがとうございます。
平戸市議会では、各自治体の議会関係者様を対象に行政視察の受け入れを行っています。

当市への行政視察を希望される場合は、下記の要領でお申し込みください。
(お申し込みは、各自治体の議会事務局様が行なってください。)

■申込方法について

- ①行政視察の申し込みは、ご希望日の1カ月前（ふるさと納税に係る視察を除く）までにお願ひします。
別添「**行政視察申込書**」に必要事項を入力後、メール(gikai@city.hirado.lg.jp)
またはFAX（0950-22-3427）で平戸市議会事務局にお申し込みください。
- ②メールまたはFAXを送付した旨をお電話でご連絡ください。
（平戸市議会事務局：0950-22-3427） ※電話・FAX共通
- ③日程、視察内容等の確認、当市担当部署との調整を行い、受け入れの可否について担当者様に電話にて連絡いたします。
※ふるさと納税に係る視察については、申込期限後に連絡いたします。

■その他

- ①行政視察受け入れは、当市に宿泊されることを前提とします。
- ②公共交通機関をご利用される際は、十分時間に余裕を持ってください。